

学校法人会計基準の特徴

私立学校法第 59 条第 8 項に基づいて、学校法人会計基準（省令）を定めています。

- 学校法人会計基準は、学校法人に適用されます。
- 学校法人会計基準第 1 条は「私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する学校法人は、この省令（学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない」と定めています。
- 「私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する学校法人」は、経常的経費について、国から補助を受ける文科大臣所轄学校法人（大学・短期大学、高等専門学校を設置する学校法人）と都道府県から補助を受ける知事所轄学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人）になります。

計算書類

- 「私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する計算書類」は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準に従い貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない」と定めています。
- この規定を受けて学校法人会計基準第 4 条第 1 号から第 3 号では、学校法人が作成する計算書類として、**資金収支計算書**及び付属表として**活動区分資金収支計算書**と**事業活動収支計算書**と**貸借対照表**を定めています。

資金収支計算書

- 資金収支計算書は、現金預金の出入りを集計した計算書です。
- 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにすることと、当該会計年度における支払資金の収入と支出の顛末を明らかにすることを目的としています。
- すべての収入と支出の動きと残高を表示する資金収支計算書を見ることで、学校の年間収入・支出についての予算管理に利用します。
- この資金収支計算書は、実際の現金預金の動きに加えて、現金の出入りのない取引も含んでおり、この現金の出入りのない取引は、資金収支調整勘定によって取り消しています。

活動区分資金収支計算書

- 活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書の付属表として、資金収支計算書の決算額を 3 つの活動区分ごとに区分し、活動ごとに資金の流れを明らかにするものです。
- 書式は企業会計のキャッシュ・フロー (CF) 計算書のようなもので、資金収支計算書の決算額を「教育活動」、「施設整備等活動」、「その他の活動」の 3 つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。
- 財務分析の重要な視点である「教育活動」でどれだけキャッシュを生み出せている

かを分かりやすくするものです。

事業活動収支計算書

- 事業活動収支計算書は、発生主義的な計算書類で、企業会計でいえば損益計算書です。
- 1年間の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにすることと、基本金組入後の収支均衡の状態を明らかにすることを目的としています。
- 前者の目的では、事業活動収入と事業活動支出を区分経理して表示します。
- 後者の目的は、学校は永続的な健全経営を目的にするので、校地・校舎などの取得財源を自己資金で手当てすることを要求します。この金額を「基本金組入額」といい、基本金組入前の当年度収支差額から控除します。
- 事業活動収支計算書は、学校法人が「採算がとれた経営か否か」を見る計算書です。
- 収入を超過することが学校法人の目的ではありませんが、毎年、当年度収支差額の支出超過が続くと、いつかは学校経営で必要な支払いができなくなってしまいます。従って、学校経営では適度な収支差額の収入超過が必要となります。

貸借対照表

- 貸借対照表の目的は、学校法人会計基準では明示されていませんが、貸借対照表は、学校法人が持っている資産とその財源の関係を明示しています。
- 校地・校舎などの資産を自己資金である「基本金」で購入していれば余裕資金のある学校であり、逆に、全部借入金による購入なら余裕資金のない学校ということになります。
- 貸借対照表を見ると、学校の「財政状態」がわかります。

以上